

改正

平成18年4月1日

平成27年3月31日

平成29年3月28日

江別市青少年ふれあい交流促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域の団体が児童・生徒の健全育成と幅広い世代間の交流等を目的として実施する社会教育に関する事業に対して、予算の範囲内で交付する江別市青少年ふれあい交流促進事業補助金（以下「補助金」という。）については、江別市教育振興事業補助金交付規則（昭和54年教育委員会規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、前条の目的を達成するために事業を実施する市内の団体及びこれらの団体で組織する実行委員会等とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 交流事業
- (2) 体験学習事業
- (3) ボランティア事業
- (4) 非行防止事業
- (5) 芸術文化事業

2 前項の規定にかかわらず、市の他の補助金の交付を受けている事業及び次の各号のいずれかに該当するときは、原則として補助対象事業から除くものとする。

- (1) 学校教育活動
- (2) 企業・事業所、職域団体等の団体内での活動
- (3) 教授所、教室等が行う稽古ごと等のおさらい会、発表会
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育長が不相当と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業経費のうち、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 謝金
- (2) 需用費（食糧費を除く。）
- (3) 役務費
- (4) 使用料及び賃借料
- (5) その他事業目的に必要と認められる経費

(補助率等)

第5条 補助金の補助率は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、教育長が特に必要と認める事業にあつては、この限りでない。

2 補助金の額は、原則として1事業につき2万円以上とし、かつ、補助限度額は8万円とする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年5月1日から施行する。
(江別市社会教育振興奨励補助金交付要綱の廃止)

2 江別市社会教育振興奨励補助金交付要綱（平成10年3月16日教育長決裁）は、廃止する。

附 則（平成18年4月1日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日）

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 3 月28日）

この要綱は、平成29年 4 月 1 日から施行する。